



福岡医発第 472 号 (地)

平成 28 年 5 月 10 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

「介護保険施設等の指導監督について」の一部改正」及び Q&A の送付について

昨年、大手介護事業者グループが運営する複数の事業所において養介護施設従事者等による深刻な高齢者虐待が発生したことを受け、厚生労働省は、介護保険法に基づく介護保険施設及び事業者に対する指導監督について示した、「介護保険施設等の指導監督について」(平成 18 年 10 月 23 日付け老発第 10023001 号)の一部改正を行いました。

本通知中、「第 5 指導方法等」の「2 実地指導(1)指導通知」を、「ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、(中略)指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。」と改正し、高齢者虐待の事案については事前通告なく実地指導を行うことができるようになりましたが、日本医師会は、他の場合においても事前通告なく実地指導が行われるといった拡大解釈に繋がる恐れがあると指摘し、至急対応すべきと厚生労働省担当部局に申し入れを行っております。

厚生労働省としては、あくまでも高齢者虐待の事態悪化の未然防止が目的であり、「身体拘束」に見られるような「高齢者の尊厳が踏みにじられるようなケア」が疑われる場合を想定しているとし、その旨の Q&A を発出しております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・「介護保険施設等の指導監督について」の一部改正について
(平成28年3月30日老発0330第1号 厚生労働省老健局長通知)
- ・「介護保険施設等指導指針」に係る疑義照会について
(平成28年4月15日事務連絡 厚生労働省老健局総務課介護保険指導室)

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 廣瀬真恵

平成 28 年 4 月 22 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会 常任理事

鈴木 邦彦

「「介護保険施設等の指導監督について」の一部改正」及び Q&A の送付について

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、厚生労働省は、介護保険法に基づく介護保険施設及び事業者に対する指導監督について、「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日老発第1023001号）において示しておりますが、今般、複数の介護事業所等における養介護施設従事者等による高齢者虐待事例が発生している状況を受け、当該通知の一部改正が行われたところです。

本件については、実地指導に関し「ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、（中略）指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。」と改正され、高齢者虐待の事案については事前通告なく実地指導を行うことができるようになりましたが、本会では、他の場合においても事前通告なく実地指導が行われるといった拡大解釈に繋がる恐れがあると指摘し、至急対応すべきと厚生労働省担当部局に申し入れをいたしました。

厚生労働省としては、あくまでも高齢者虐待の事態悪化の未然防止が目的であり、「身体拘束」に見られるような「高齢者の尊厳が踏みにじられるようなケア」が疑われる場合を想定しているとし、その旨のQ&Aを発出したところです。

当該通知及びQ&Aを入手しておりますので、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会および会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

（添付資料）

- ・「介護保険施設等の指導監督について」の一部改正について
（平成28年3月30日老発0330第1号 厚生労働省老健局長通知）
- ・「介護保険施設等指導指針」に係る疑義照会について
（平成28年4月15日事務連絡 厚生労働省老健局総務課介護保険指導室）

以上



老発 0330 第 1 号
平成 28 年 3 月 30 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「介護保険施設等の指導監督について」の一部改正について

介護保険法に基づく介護保険施設及び事業者に対する指導監督については、「介護保険施設等の指導監督について」（平成 18 年 10 月 23 日老発第 1023001 号）においてお示ししているところであるが、昨年、大手介護事業者グループが運営する複数の事業所において養介護施設従事者等による深刻な高齢者虐待が発生し、関係自治体において事業所に対し行政処分がなされたことを受けて、「介護保険施設等における高齢者虐待に対する指導・監査等の実施について」（平成 27 年 11 月 13 日付け老指発第 1113 第 1 号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知）を発出したところである。

上記通知において「高齢者虐待との関連が疑われる場合などを含め、当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要がある場合には、（略）事前に通告を行うことなく、実地指導を実施することも検討されたい。」と要請していることに対応するため、平成 28 年 4 月 1 日より別紙のとおり改正することとしたので、御了知いただきたい。

また、都道府県におかれては、管内市町村等にその周知徹底を図られたい。

○介護保険施設等の指導監督について（平成18年10月23日付け老発第1023001号厚生労働省老健局長通知）新旧対照表

現 行	改 正 案
別添1 介護保険施設等指導指針 第1～第3（略） 第4 指導対象の選定（略） （1） 集団指導の選定基準 集団指導の選定については、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。 （2）・（3） （略） 第5 指導方法等 1 集団指導 （1）指導通知（略） （2）指導方法 集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。 なお、集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。 2 実地指導 （1）指導通知 都道府県及び市町村は指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。 （以下略）	別添1 介護保険施設等指導指針 第1～第3（略） 第4 指導対象の選定（略） （1） 集団指導の選定基準 集団指導の選定については、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び<u>高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等</u>に基づく指導内容に応じて選定する。 （2）・（3） （略） 第5 指導方法等 1 集団指導 （1）指導通知（略） （2）指導方法 集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び<u>高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等</u>について講習等の方式で行う。 なお、集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。 2 実地指導 （1）指導通知 都道府県及び市町村は指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。 <u>ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。</u> （以下略）

(改正後全文)

老発第1023001号

平成18年10月23日

最終改正

老発第0330第1号

平成28年3月30日

都道府県知事
各 市 町 村 長 殿
特別区区長

厚生労働省老健局長

介護保険施設等の指導監督について（通知）

介護保険法に基づく介護保険施設及び事業者に対する指導監督については、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、法令等に基づく適正な事業実施に努めさせるとともに、別添1「介護保険施設等指導指針」及び別添2「介護保険施設等監査指針」を参考に指導監督に当たられるようお願いしたい。

また、本通知による指導監督の実施に関しては、関係する自治体間並びに保健・医療・福祉関係部局などの関係部局、関係機関とも連携の上、その円滑かつ効率的な実施に努められたい。

なお、平成12年5月12日老発第479号「介護保険施設等の指導監査について」は廃止する。

介護保険施設等指導指針

第1 目的

この指導指針は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第23条の規定による居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者若しくは保険給付に係る法第45条第1項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者（以下「居宅サービス実施者等」という。）に対して行う保険給付に関する文書の提出など及び厚生労働大臣又は都道府県知事が法第24条若しくは平成18年旧介護保険法第24条の規定による質問など及びそれに基づく措置として、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対して行う保険給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導方針

指導は、居宅サービス実施者等、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他の従業者、平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号。）（以下「平成27年改正省令」という。）第5条による改正前の「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。）」（以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所

の従業者（以下「サービス事業者等」という。）に対し「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１１年厚生省令第３７号）、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成１１年厚生省令第３８号）、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１１月厚生省令第３９号）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成１１年厚生省令第４０号）、「健康保険法等の一部を改正する法律附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１１年厚生省令第４１号）、「指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１８年厚生労働省令第３４号）、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成１８年厚生労働省令第３５号）、平成２７年改正省令第２条による改正前の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号）」、旧指定介護予防サービス等基準、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成１８年厚生労働省令第３６号）、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成１８年厚生労働省令第３７号）、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１２年厚生省告示第１９号）、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成１２年厚生省告示第２０号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成１２年厚生省告示第２１号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年厚生労働省告示第１２６号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年厚生労働省告示第１２７号）、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年厚生労働省告示第１２８号）、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年厚生労働省告示第１２９号）、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成２７年厚生労働省告示第９３号）等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

第３ 指導形態等

指導の形態は、次のとおりとする。

１ 集団指導

集団指導は、都道府県又は市町村が指定、許可の権限を持つサービス事業者等に対し必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

都道府県が集団指導を実施した場合には、管内の保険者に対し、当日使用した資料を送付する等、その内容等について周知する。

また、市町村が集団指導を実施した場合には、都道府県に対し、当日使用した資料を送付する等、情報提供を行う。

２ 実地指導

実地指導は、厚生労働省、都道府県又は市町村が次の形態により、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。

- (1) 都道府県又は市町村が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）
- (2) 厚生労働省及び都道府県若しくは市町村、又は都道府県及び市町村（指定都市及び中核市を除く。）が合同で行うもの（以下「合同指導」という。）

第4 指導対象の選定

指導は全てのサービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定については一定の計画に基づいて実施する。

(1) 集団指導の選定基準

集団指導の選定については、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 実地指導の選定基準

ア 一般指導

(ア) 一般指導は、毎年度、国の示す指導重点事項に基づき、都道府県及び市町村がサービス事業者等を選定する。

(イ) その他、都道府県及び市町村が特に一般指導を要すると認めるサービス事業者等を対象に実施する。

イ 合同指導

合同指導は、一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

(3) 都道府県及び市町村との連携

都道府県及び市町村は互いに連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び実地指導の実施に努めるものとする。

第5 指導方法等

1 集団指導

(1) 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

(2) 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

2 実地指導

(1) 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認するこ

とができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- ① 実地指導の根拠規定及び目的
 - ② 実地指導の日時及び場所
 - ③ 指導担当者
 - ④ 出席者
 - ⑤ 準備すべき書類等
- (2) 指導方法
- 実地指導は、別に定める実地指導に関するマニュアルに基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。
- (3) 指導結果の通知等
- 実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。
- (4) 報告書の提出
- 都道府県又は市町村は、当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

第6 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「介護保険施設等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

介護保険施設等監査指針

第1 目的

この監査指針は、都道府県知事又は市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2、第77条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第115条の7、第115条の8、第115条の9、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28及び第115条の29並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第112条、第113条の2及び第114条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であつた者（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）、平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従事者であつた者（以下「指定介護療養型医療施設開設者等」という。）、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防訪問介護事業者であつた者若しくは当該指

定に係る事業所の従業者であった者、同令第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は旧指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「旧指定介護予防サービス事業者等」という。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。）及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）に対して行う介護給付若しくは予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 監査方針

監査は、指定居宅サービス事業者等、指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等、指定介護予防サービス事業者等、旧指定介護予防サービス事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等及び指定介護予防支援事業者等（以下「サービス事業者等」という。）の介護給付等対象サービスの内容について、都道府県及び市町村が条例で定める介護給付等対象サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合等（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

第3 監査対象となるサービス事業者等の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

1 要確認情報

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- (3) 連合会・保険者からの通報情報
- (4) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- (5) 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

2 実地指導において確認した情報

法第23条及び第24条により指導を行った市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県がサービス事業者等について確認した指定基準違反等

第4 監査方法等

1 報告等

都道府県知事又は市町村長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

(1) 市町村長による実地検査等

市町村長は、指定権限が都道府県にある指定居宅サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、指定介護療養型医療施設開設者及び指定介護予防サービス事業者等（以下「都道府県指定サービス事業者」という。）について、実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を都道府県知事に対し行うものとする。

なお、都道府県指定サービス事業者の介護給付対象サービスに関して、複数の市町村に関係がある場合には、都道府県が総合的な調整を行うものとする。

(2) 市町村長は、指定基準違反と認めるときは、文書によって都道府県に通知を行うものとする。なお、都道府県と市町村が同時に実地検査等を行っている場合には、省略することができるものとする。

(3) 都道府県知事は前項の通知があったときは、すみやかに以下の4～6に定める措置を取るものとする。

2 監査結果の通知等

(1) 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

(2) 報告書の提出

都道府県又は市町村は、当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

3 都道府県内の連携等

(1) 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者等に対し、下記4「行政上の措置」を行う場合には、事前に都道府県知事に情報提供を行うものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の情報提供を受けた場合には、下記4「行政上の措置」の事務について、都道府県内の標準化等を図る観点から、当該市町村長に助言を行うものとする。

4 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合には、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行う

ものとする。

(2) 命令

サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消等

都道府県知事又は市町村長は、指定基準違反等の内容等が、法第77条第1項各号、第78条の10各号、第84条第1項各号、第92条第1項各号、第104条第1項各号、第115条の9第1項各号、第115条の19各号及び第115条の29各号並びに平成18年旧介護保険法第114条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該サービス事業者等に係る指定・許可を取り消し、又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

5 聴聞等

監査の結果、当該サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

6 経済上の措置

- (1) 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、保険給付の全部又は一部について当該保険給付に関係する保険者に対し、法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。
- (2) 命令又は指定の取消等を行った場合には、当該サービス事業者等に対し、原則として、法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

第5 その他

都道府県又は市町村は、法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行う。

平成28年4月15日
事 務 連 絡

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

「介護保険施設等指導指針」に係る疑義照会について

介護保険行政の推進につきましては、日頃より格段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般お示した「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日老発第1023001号厚生労働省老健局長通知）における「介護保険施設等指導指針」の見直しに関して、一部の自治体から別添のとおり疑義照会がありました。

今般、それに関する当室の考えをお示ししますので、貴自治体における指導監督の際に参考願います。

なお、都道府県におかれましては、管内の市区町村（指定都市・中核市を除く）に対し、貴職よりご周知いただきますようお願いいたします。

(別 添)

(問) 「介護保険施設等の指導監督について」(平成 18 年 10 月 23 日老発第 1023001 号厚生労働省老健局長通知)における「介護保険施設等指導指針」の見直しにおいて、「あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合」に、事前通告なしで実地指導を可能とする旨の改正がなされたが、理由として示されている「指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなど」の「など」に該当するものにはどのようなものが含まれるのか。

(答)

今回の「介護保険施設等指導指針」に関する見直しは、都道府県等が虐待防止に重点を置いた機動的な指導を実施することにより、事態悪化の未然防止を主眼として行ったものである。

ご照会の「など」に該当するものとしては、「身体拘束」に見られるような「高齢者の尊厳が踏みにじられるようなケア」が疑われる場合を想定している。

なお、都道府県等において指導を行うにあたっては、あらかじめ通知したのでは把握できない事案に限り実施するよう留意されたい。